

サービス産業動向調査における公的機関の取扱いについて

公的機関の中には、一般の産業と同様に、その行う業務によりそれぞれの産業（「公務」でなく）に分類される事業所（下記一覧のとおり）がある。現在のサービス産業動向調査においては、それらの動向も含めてサービス産業の実態を幅広く把握するため、調査対象産業に該当する場合は公的機関も調査対象としているが、調査に当たっては以下の課題も発生しており、今後とも調査対象とするか、対象とする場合にはどのようにデータを集めるか、検討が必要である。

- | | | |
|-------------|---------------|----------|
| ・ 鉄道、地下鉄 | ・ 職業訓練学校、自衛隊学 | ・ 駐輪場 |
| ・ バス | 校、警察学校 | ・ 火葬場 |
| ・ 駐車場 | ・ 公民館 | ・ 公園 |
| ・ 国民宿舎 | ・ 図書館 | ・ スポーツ施設 |
| ・ 病院 | ・ 博物館、美術館 | ・ 体育館 |
| ・ 診療所 | ・ 河川・土木・港湾・道路 | ・ テニス場 |
| ・ 保健・福祉センター | 事務所 | ・ 廃棄物処理場 |
| ・ 保育所 | ・ 研究所 | ・ 集会場 |
| ・ 老人ホーム | ・ 浴場 | など |

○ 年間予算額（経費）の12分の1が各月の売上高として記入される事業所が存在する。

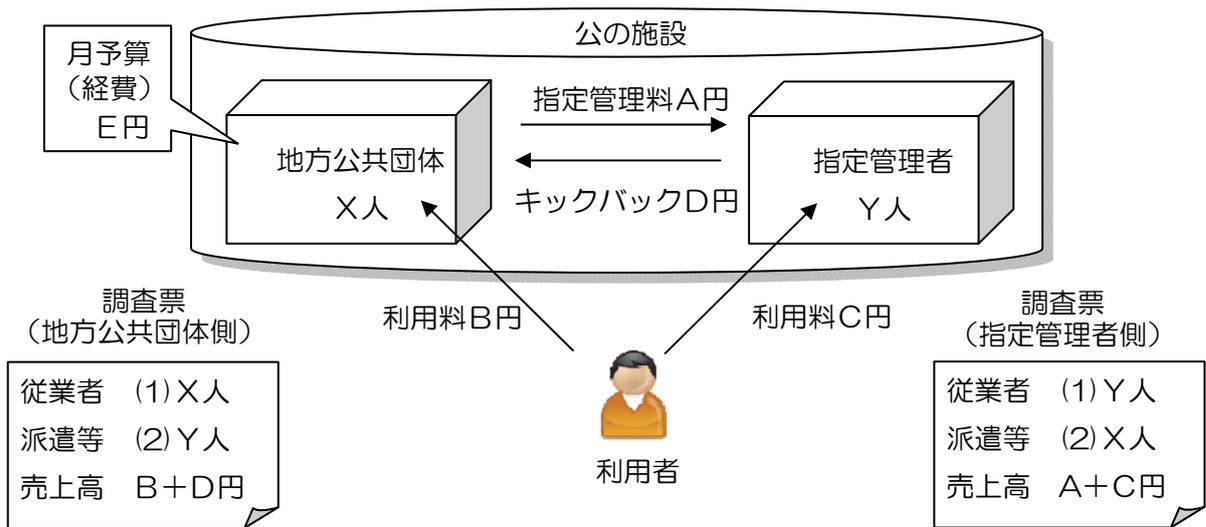
〔課題〕

- 地下鉄やバスのように民営事業所と同様に各月の売上高を把握できる事業所がある一方、売上という概念の収入が存在しない事業所も多く、その場合には月々のサービスに係る執行額（それが難しい場合には、年間予算額の12分の1）を記入してもらうこととしているが、月々のサービス産業の動向を捉える上で適切と言えるか。現状では、公的機関が存在する産業については、産業全体の動向が小さくなる。

○ 指定管理者制度を導入して施設の管理を民間機関に委託している公の施設では、委託元の地方公共団体と委託先の指定管理者の2事業所が母集団に含まれており（母集団となる平成18年事業所・企業統計調査において、公営事業所と民営事業所を別々に調査しているため）、その結果、双方が調査対象になることがある。

〔課題〕

- 上述の場合、従業者数及び売上高は次頁図のとおり記入されることとなり、事業従事者数が重複計上されることとなる。また、調査票の記入者は両事業所とも同一であることが多く、記入者負担が過重となるなどの問題もあり、地方公共団体と指定管理者の両面から調査する必要があるか。



- 集会場等において、利用者から低額の利用料金を徴収しているものの、集会場の運営は地方公共団体の歳出により行われている場合がある。

〔課題〕

- ・売上高（収入額）としては、利用料金と予算額（サービスの提供に係る執行額）のどちらが適切か。利用料金とした場合、月次の動向は反映されるが、サービス提供額としては過小となる。一方、予算額とした場合、サービス提供額の概算額と考えられるが、毎月同額が報告されることとなるため、月次の動向が反映されない。

- 道路事務所等では、売上高（収入額）に用地取得費等が含まれていることがある。

〔課題〕

- ・月々のサービス産業の動向を捉えるという目的に合っているか。

- 自衛隊学校、警察学校等の教育機関も対象としている。

〔課題〕

- ・学校教育を対象外としており、整合性の観点から調査対象外としてもよいのではないか。